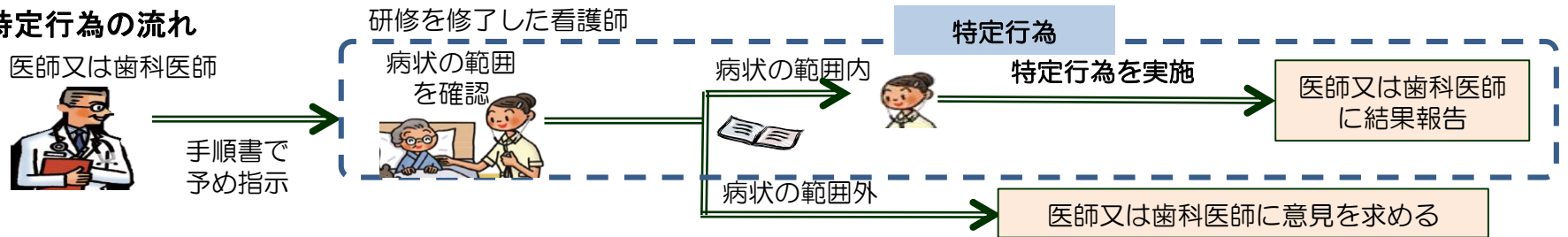


# 特定行為に係る看護師の研修制度の概要①

## 1. 目的

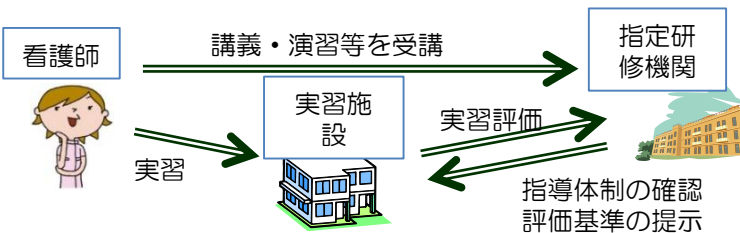
- 2025年に向けて、さらなる在宅医療等の推進を図っていくためには、個別に熟練した看護師のみでは足りず、医師又は歯科医師の判断を待たずに、手順書により、一定の診療の補助を行う看護師を養成し、確保していく必要がある。
- このため、「地域における医療および介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」において、その行為を特定し、手順書によりそれを実施する場合の研修制度を創設(平成27年10月)し、その内容を標準化することにより、今後の在宅医療等を支えていく看護師を計画的に養成していく。
- さらに、平成31年4月の省令改正で、各科目の内容及び時間数を変更し、また在宅・慢性期領域、外科術後病棟管理領域、術中麻酔管理領域において、それぞれ実施頻度が高い特定行為をパッケージ化し研修することを可能としたことで、更なる制度の普及を図る。

## 2. 特定行為の流れ



## 3. 特定行為研修の実施体制等

- 厚生労働大臣が指定する指定研修機関において、協力施設と連携して研修を実施
- 研修は講義、演習又は実習によって実施
- 看護師が就労しながら研修を受けられるよう、
  - ① 講義・演習は、eラーニング等通信による学習を可能としている
  - ② 実習は、受講者の所属する医療機関等(協力施設)で受けることを可能としている



## 4. 研修の内容(平成31年4月～)

「共通科目」 全ての特定行為区分に共通するもの の向上を図るための研修	
共通科目の内容	時間数
臨床病態生理学(講義、演習)	30
臨床推論(講義、演習、実習)	45
フィジカルアセスメント (講義、演習、実習)	45
臨床薬理学(講義、演習)	45
疾病・臨床病態概論 (講義、演習)	40
医療安全学、特定行為実践 (講義、演習、実習)	45
合計	250

「区分別科目」 特定行為区分ごとに異なるものの向上を 図るための研修	
特定行為区分(例)	時間数
呼吸器(気道確保に係るもの)関連	9
創傷管理関連	34
創部ドレーン管理関連	5
栄養及び水分管理に係る薬剤投与 関連	16
感染に係る薬剤投与関連	29

※全ての科目で、講義及び実習を行う。一部の科目については演習を行う。  
※1区分ごとに受講可能。

# 特定行為に係る看護師の研修制度の概要②

## 特定行為の法的位置づけは？

医業（医師法第17条）

診療の補助  
（保助看法第5条、第37条）

療養上の世話（保助看法第5条）

※赤枠：医師の業務  
青枠：看護師の業務

特定行為は  
「診療の補助」

特定行為以外の医行為と同様に、医師又は歯科医師が医行為を直接実施するか、どのような指示により看護師に診療の補助を行わせるかの判断は、患者の病状や看護師の能力を勘案し、**医師又は歯科医師が行う。**

## 手順書とは？

手順書とは、医師又は歯科医師が看護師に診療の補助を行わせるためにその指示として作成する文書又は電磁的記録。次に掲げる事項が定められているものであること。

- ① 看護師に診療の補助を行わせる患者の病状の範囲
- ② 診療の補助の内容
- ③ 当該手順書に係る特定行為の対象となる患者
- ④ 特定行為を行うときに確認すべき事項
- ⑤ 医療の安全を確保するために医師又は歯科医師との連絡が必要となった場合の連絡体制
- ⑥ 特定行為を行った後の医師又は歯科医師に対する報告の方法

各医療現場の判断で、当該記載事項以外の事項及びその具体的内容を追加することもできる。

## 特定行為研修の内容・時間は？

### ◆研修の構成

共通科目  
250時間

+

区分別科目  
8～34時間

5例又は10例程度の症例の  
実習を行為の難易度に応じて行う

### ◆領域別パッケージ研修

各領域において一般的な患者の状態を想定し、特定の領域において実施頻度が高い特定行為をまとめた研修。現在以下6領域がある。

- ① 在宅・慢性期領域
- ② 外科術後病棟管理領域
- ③ 術中麻酔管理領域
- ④ 救急領域
- ⑤ 外科基本領域
- ⑥ 集中治療領域

## 特定行為研修修了者による効果は？

### ◆過去の調査・研究において、明らかになっている特定行為研修修了者の活動による効果

- ・医師の指示回数の減少
- ・医師の平均勤務時間の短縮
- ・在院日数の短縮
- ・人工呼吸器装着日数の短縮

### ◆特定行為研修修了者の活動による効果を踏まえ、診療報酬の加算等の要件となっている項目（一部抜粋）

糖尿病合併症管理料、糖尿病透析予防指導管理料、在宅患者訪問褥瘡管理指導料、特定集中治療室管理料1及び2、総合入院体制加算、麻酔管理料Ⅱ、特定保険医療材料、重症患者対応体制強化加算、訪問看護基本療養費(Ⅰ)・(Ⅱ)、訪問看護管理療養費、訪問看護指示料、精神科リエゾンチーム加算

## 特定行為研修の指導医について

### 役割

- ・担当科目において、受講者に対する指導及び評価を行う
- ・受講者の履修状況を把握し、特定行為研修の責任者に報告する
- ・特定行為研修受講者の研修の進捗状況を把握・評価する

### 要件

- ・指導に必要な経験及び能力を有しているものであること。
- ・臨床研修指導医又は臨床研修指導歯科医と同等以上の経験を有すること。
- ・特定行為研修に必要な指導方法等に関する指導者講習会を受講していることが望ましい。